

福祉保育労の発展・強化をめざした組織・財政方針 の具体化・推進（案）

全国福祉保育労働組合第33回定期大会(2017年9月16日17日)において、『「福祉保育労の発展・強化をめざした組織・財政方針」～全国福祉産業別労働運動の推進及び2万人福祉保育労の実現に向けて、中央本部・地方組織の体制強化をすすめるための組織・財政方針』が決定されています。大阪地本においても、次期の臨時大会にむけ、その具体化・推進をはかります。

はじめに

戦後、私たちの先輩は福祉労働者の労働条件改善と権利としての社会福祉・社会保障の実現をめざし、統一した課題と位置づけ、たたかいをすすめてきました。

1953年に日本社会事業職員組合、その後1975年に日本社会福祉労働組合、1986年に全国福祉保育労働組合を結成し、全国規模の福祉産業別労働組合として運動を展開し、体制と組織強化・拡大をすすめてきました。

1. 全国統一闘争の強化と組織強化・拡大の重要性

(1) 公的福祉の後退、福祉労働者の賃金・労働条件の悪化

社会福祉基礎構造改革に基づき、平成12年度以降(2000年)より本格的な福祉解体がはじまり、介護保険をはじめ主要な福祉サービスが、措置制度から利用者とサービス提供者との契約による制度へと変質させられました。そして、競争原理・市場化が導入され、経営の効率化が重視され福祉労働の業績主義が強化されていきました。福祉現場では実践がマニュアル化され、福祉労働が細分化され時間・分単位の労働がうまれました。こうした出来高払い方式ともいえる福祉サービスは、福祉労働の自由裁量権を奪い福祉労働者のやりがいと、利用者の生存権を奪っていきました。

同時に、福祉の担い手である福祉職員の雇用破壊がおこり、常勤職員から非常勤職員に置き換えられるなど、低賃金化を促進し固定化させ、雇用の流動化が急速にすすみ、福祉職員の非常勤化による雇用の流動化は、福祉職員と利用者との信頼関係や専門性の構築を阻み、福祉労働は人格に働きかける労働、コミュニケーション労働としての側面や「利用者の人権」と「生活保障・発達保障」といった視点が、政策的にも排除され壊されていきました。

こうした状況をふまえ、全国的に統一した「権利としての福祉」を取り戻す運動と、福祉労働者の大幅な人員増と賃金引き上げなど労働条件改善と地位向上を求める運動の組織化が重要となっています。

(2) 福祉労働者の組織化

職場では、日々の多忙さのなかで、組合活動にまで手が回らず、組合員が集まる時間さえ確保が難しくなっています。語り合える場がなくなり、仕事のこと、自分のこと、悩みや将来のことがともに共有することができなくなっており、要求提出や団体交渉などできない職場もあり、日

常の活動をどうつくるのかが課題となっています。

大阪地本では、地本・支部が連携し、分会(班)への指導・援助をおこない、運動の推進をはかっていますが、職員の入れ替わりと人手不足により、組合での世代交代と継承が困難となるなど組合役員の育成が課題となっています。

また、組合専従者がいない地方組織では、日常的な連絡すら難しく、分会への職場訪問や指導・援助など組織拡大・強化などの手立てを十分にできない状況にあります。未組織労働者からの相談にも組織体制の弱さから応じられないといった難しさを抱えている現状にあります。

(3) 組合活動を支える組合費問題

全国でも大阪でも、不安定雇用化と賃金の減少にともない組合費収入が減少し、これまでの運動の水準を維持・拡充するための財源確保が課題となっています。

大阪地本など組合専従者を抱える地本・支部では、組合員の減少は最小限にとどめているが、組合専従者がいない地本・支部では多くのところで組合員を減少させ、組織存続の危機に立たされているところも少なくない状況です。

2. 中央本部が提起する組織・財政方針

公的福祉の破壊、福祉労働者の労働条件の悪化がすすむ中、権利としての福祉、福祉労働者の権利とくらしを守るためには要求を実現する全国的な組織の拡大・強化と福祉を拡充する産別運動を早急に強化する必要があります。そのため中央本部はあらたな組織・財政方針を決定しました。そのポイントは地方組織の活性化と組織強化をすすめ、福祉産別労組として全国的なたたかいの力量と、政策や方針を立案する力を高めることです。また、福祉労働者からの労働相談や組合加入の問い合わせに対応できる体制を充実させ、組織拡大を推進し当面2万人の組織を実現することで財政状況の改善をめざすことです。

そして、これらの目的を実現するため、将来的には広域地方本部（広域地本）を全国配置し、すべての広域地本に専従者を配置し、地方組織の強化をしていきます。広域地本にむけては、地方協議会を立ち上げ、役割や機能、専従者配置のあり方について積極的に議論し、関係地方組織が活動の課題を交流し、組織拡大・強化をはじめ運動の推進をおこなっていくとしています。

3. 大阪地本における具体的なとりくみ

(1) 中央本部から出されている組織・財政方針地方協議会運営要綱と腹案である地方協議会の区割りにもとづき、地方協議会の立ち上げ準備にむけ、和歌山支部との協議すすめていきます。

(2) 中央本部提起の「組織・財政方針」を全分会・班、職場の討議をすすめ、組合員の理解を深めます。

(3) 「地方協議会運営準則」にもとづき、和歌山支部の代表者と「地方協議会運営規則」を策定していきます。これらについては、2020年2月に予定している第74回臨時大会で決定します。

以 上